

令和 2 年 7 月 8 日現在

機関番号：35411

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K14003

研究課題名(和文) インクルーシブ授業におけるカリキュラム・デザイン方法の開発的研究

研究課題名(英文) Developmental study of curriculum design method in inclusive lesson

研究代表者

田中 紀子(Tanaka, Noriko)

福山平成大学・福祉健康学部・講師

研究者番号：90735276

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、障害児と定型発達児の共同学習のための教育内容の構成方法について検討した。日本における知的障害児と定型発達児の共同授業が知的発達を促進する意義を検討したうえで、ドイツにおける教育学議論や異年齢学級の事例を分析し、カリキュラム構成の課題を検討した。まず、インクルーシブ授業の基盤として、能力が異なる児童と一緒に学ぶことを教師、児童、保護者が前向きに捉えている必要がある。その上で、個々の発達に応じた「個別学習」だけでなく、個々の発達に応じた学習内容を組み合わせて協力して解決できるような「共同的な学習課題」を設定することが子どもたちの相互承認を促すために有効であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の障害児と定型発達児の共同学習のためのカリキュラムについて実技科目以外の教科教育に着目して検討したものであり、特に以下の2点に学術的な特色および意義がある。

障害児と定型発達児の教科での共同学習が知的発達に与える効果に焦点を当てたため、すべての子どもの学習権の保障について「訓育」面だけでなく「陶冶」面から示すことができる。

インクルーシブ授業のためのカリキュラム開発について、実践事例を取り上げて検討したため、先行研究が海外の国家スタンダードとしてのカリキュラム研究を主なテーマとしてきたことと比較しても、より実践的具体的であり、教師の専門職性の向上に寄与することができる。

研究成果の概要(英文)：The results of this research can be summarized in two points.

First, as a basis for inclusive lessons, teachers, children, and parents need to take a positive view that children with different abilities learn together.

Next, setting "collaborative learning tasks" that can be combined and solved by learning contents according to individual development is effective for promoting mutual recognition of children, and "Individual learning" alone is not enough.

研究分野：教育学

キーワード：教育方法学 インクルーシブ授業 カリキュラム

1. 研究開始当初の背景

2014年に日本も障害者権利条約を批准し、学習の前提条件(学習への興味・関心、予備知識、学習の速度や学習を支える生活背景等)が異なる学習者が共同で学習するインクルーシブ授業の実践への関心が高まった。この条約に関連して、国内では2015年に障害者差別解消法が制定され、2016年4月より、「合理的配慮」が法的拘束力を持って求められるようになったことで学校教育においても対応され始めた。障害者差別解消法において規定される「合理的配慮」は、「障害者であること」と「本人からの請求」があって初めて法的拘束力をもつため、子どもが抱える困難さの文脈に応じて教師がその都度対応してきた「教育的配慮」とは区別した上で、むしろ「教育的配慮」の意義を再評価すべきとの見解もある。

例えば、教育場面においては、障害認定や本人からの教育的ニーズの申し立ての有無に関わらず、子どもの困難さやつまずきに寄り添うことを教師がいわば自主的に行う中で、通常学級においても障害児と定型発達児の共同学習の方法が模索されてきた。授業に集中できない子どもや教室を立ち歩く子ども、学習内容の理解の困難さから学習意欲を失っている子ども等、さまざまな子どもの実態に合わせて「教育的配慮」が行われており、その一端は教師による教育実践記録からも読み取ることができる。これらの教育実践は「生活指導」や「道德教育」といった「訓育的側面」の文脈から扱われることが多く、「陶冶的側面」からの教育実践分析や障害児と定型発達児の共同学習の意義と効果について十分に検討されてきたとは言えない。

したがって本研究では、障害児と定型発達児の共同学習について陶冶論からアプローチし、その意義と課題を明らかにすること、障害児と定型発達児の共同学習に必要なカリキュラム・デザインの要件を明らかにすることが必要だと考えた。

例えば、インクルーシブ教育の理念では通常教育のカリキュラムに柔軟性を求めていることがあげられる(国連「サラマンカ宣言」(1994年))が、それが具体的にどのようなカリキュラムを示すのかということについては、明確にされていない。

日本の教育課程編成に引きつけて考えれば、現行の学習指導要領において特別支援教育の教育課程は、通常の教育課程に「準ずる」とされている。しかしながら、いわゆる盲聾児や病弱児等を除く知的遅れを伴う児童生徒への指導では、下級の学年段階の教育内容を指導するか、あるいは各教科の内容を合わせた学習指導が認められているため、実践場面では通常の教育と異なった教育課程編成の原理に基づいて実施されている実情がある。例えば、特別支援教育のカリキュラムは個々の子どもの生活に根ざした柔軟な対応が求められ、とりわけ知的障害児教育は教科という単位に「分けない指導」(統合の原理)の形で行われている。他方で、通常教育は科学的系統性(系統主義)に基づく教科単位(分化の原理)での授業が主として行われる。このような教育課程編成については、障害児者のカリキュラムへのアクセスが制限されており、学習権保障の観点にたてば、教育課程編成の在り方を見直すべきという見方もある。

障害児と定型発達児が共同学習を行う中で知的発達を相互に促進しうるようなインクルーシブ授業を実践するためには、障害児や学習困難児を現行の教育課程へそのまま適応させるのではなく、それぞれの教育課程の共通点と差異性を明らかにし、新たなカリキュラム・デザインの方法を開発する必要がある。しかし、従来の研究では、障害児と定型発達児の共同学習について「陶冶論」の観点からカリキュラム・デザインの方法が具体的に検討されてきたとは言えない。教科教育に関してみれば、「体育」「音楽」「図画工作」(美術)等のいわゆる実技教科に関する授業実践記録が中心であり、その他の教科のカリキュラム・デザイン方法の開発は急務であると考えた。

そこで本研究では、通常学級における障害児と定型発達児の共同学習の陶冶論的意義を明確にするために、とりわけ教科学習での知的発達を相互に促進するような発達論と学習論に着目したインクルーシブ授業のためのカリキュラム・デザイン方法の開発を検討課題とした。

2. 研究の目的

本研究は、障害児と定型発達児が教育の場を共有するうえでとりわけ重要な課題となっている「インクルーシブ授業のためのカリキュラム・デザイン方法の開発」を研究の目的としている。本研究ではとりわけ、教科学習での知的発達を相互に促進するような発達論と学習論に着目して検討した。

3. 研究の方法

初年度に障害児と定型発達児の共同学習の陶冶面での意義と効果について明らかにし、障害児の教科教育論と定型発達児の教科横断的学習に関する日本国内の知見を整理した。次年度には、初年度の内容を踏まえてグループ学習やプロジェクト授業の先駆的取り組みが行われているドイツの知見を実態調査によって明らかにしたうえで、これらの分析から得られた知見と研究協力校での授業研究や教員からの聞き取り調査の内容をもとにインクルーシブクラスでの授業事例を検討した。最終年度には、インクルーシブ授業のためのカリキュラム・デザイン方法を検討するために国内の公立学校で調査を行う予定であったが、最終年度の所属機関において「研究調査」では出張許可がおりなかったため、実践記録等の資料や学会、研究会等で収集

した内容を中心に検討した。

4. 研究成果

平成 29 (2017) 年度は、知的障害児と定型発達児の共同授業が知的発達を促進する可能性と意義について、以下の二点を中心として研究を進めた。

(1) 知的障害児の学習権保障として取り組まれてきた教科教育の実践について、1960 年代以降から出版されてきた日本の教育実践記録を分析し、インクルーシブ教育が目指される今日における意義を検討した。日本の知的障害児教育における教科教育は、「原教科」論のように教科学習につながる概念習得も含むかたちで実践されてきた。「原教科」論およびその他の知的障害児教育の教科教育実践に対して、定型発達児の教科学習の内容と方法を障害児教育に当てはめることになるという危惧や障害児者の生活訓練を優先すべきだという観点から障害児に対する教科教育については批判的な見解も踏まえて議論されてきた経緯がある。一方で、障害児に対する学習権の保障という観点から、障害児の教科教育を模索する実践報告もあり、教科教育が則ちダンピングに繋がるのかという点については慎重に検討する必要がある。

(2) 障害児と定型発達児の共同学習のためのカリキュラム構成に関する海外の動向として、ドイツにおける教授学議論を参照し、インクルーシブなカリキュラム構成の課題を明らかにした。スタンダードとして策定された州カリキュラムの枠組みには、「異質性に対する開放性」と、他方では「統一的に決められた規定」という矛盾が含まれており、このジレンマに対して教師の教育計画に余白をとることの重要性が確認されている。

平成 30 (2018) 年度は、前年度までの研究内容を踏まえて、ドイツにおける知的障害児と定型発達児の共同的な授業とそれを支えるカリキュラム構成について、理論と実践の両面から研究を進めた。

(1) 理論については以下の通りである。ドイツ教育学におけるインクルーシブ教育の理論形成過程を捉えるために、ドイツでインクルーシブ教育のあり方が検討される際に手がかりとされた「多様性の教育学」の内容とその特徴について文献調査を行ったうえで、研究者へのインタビュー調査を通して検討し、整理した。その上で、「多様性の教育学」に基づくカリキュラム構想の理論、および授業構想の理論について検討した。その結果、「多様性の教育学」の特徴として、次の主に二点を明確にすることができた。

一つは、「多様性の教育学」が伝統的な学校教育を批判し変革の必要性を主張している点でインクルーシブ教育と共通していることである。具体的には、大人が決めたカリキュラムの実施や評価方法に対する子どもからの意見も含めた批判的検討を目指す取り組み等があった。二点目に、「多様性の教育学」の基盤には、フランクフルト学派による承認論を発展させた「教育学のための承認の三つの次元」に基づく承認論の視点があることである。インクルーシブ授業における授業構成の要件として、間主観的な承認の態度が重要であることが明らかになった。

(2) 学校教育実践については、以下の通りである。ベルリンのインクルーシブ重点校の事例をもとに、インクルーシブ授業を成立させている学校の特徴として、先述した間主観的な承認の態度が教師、児童生徒、保護者の中にあることが示唆された。研究協力校では、異年齢学級での授業や子どもの実態に応じて特定の子どもを取り出した学習支援が行われていた。この学校では、インクルーシブ重点校に指定される以前から異年齢学級での授業を行ってきた長年の経験があるため、保護者や子どもは年齢や学習水準が異なる子どもが共に学ぶことに対して抵抗感を抱いていないこと、教師は「子どもが共同して取り組む課題」と「個人の学習水準に合わせた課題」とを使い分けて学習時間の確保および評価を行っており、数値による評価だけでなく、子どもの学習の評価を文章で記入し話し合いによって共有する体制があること等を明らかにすることができた。

平成 31・令和元 (2019) 年度は、(1) ドイツでの調査で得られたインクルーシブ授業のカリキュラム編成の理論と事例について分析検討し、(2) 日本におけるインクルーシブ授業のためのカリキュラム編成の課題について検討した。

(1) ドイツで「多様性の教育学」の要件とされている承認論の観点から、ベルリンのインクルーシブ重点校における障害児と定型発達児の共同学習の事例を検討し、中国四国教育学会で成果を報告した。報告した事例のうち、算数の授業では、異学年での共同学習のために教師が幅広い学習段階の子どもが参加できる場面と、個別に難易度の異なるプリントを使った学習の場面とを使い分けていたことを検討した。異学年で同一内容に取り組む場面では、例えば「計算答えの分類 電子黒板 の操作」という活動において、それぞれの発達に応じた学習を組み合わせ協力してできるような課題が設定され、子どもたちが自己と他者のわかり方や学習進度の違いを認識したうえで、自身と他者が活躍できる場面を見だしていた。その結果、子どもたちの相互承認を促す授業展開となっていた。また、成績評価では複数の教員の視点から観察した個々の子どもの成長を文章で記録していた。インクルーシブ授業における評価の在り方については、今後さらに詳しく検討していく必要がある。

(2) では、上記の結果を踏まえ、日本の公立小学校の複式学級の算数の授業事例を参考として、我が国の教育課程制度のもとでインクルーシブ・カリキュラムを開発するための要件を検討した。研究計画では、研究協力校において教材研究から授業実施までのプロセスへの参与観察や学校での授業研究を行う予定であったが、所属大学の出張申請手続きの際に研究協力校から

の「講師派遣依頼」が無ければ「研究調査」では出張できないと伝えられたため、科研費を使用して調査に出る機会が限られてしまった。そのため、文献や資料の分析を通じた実践的な課題の整理を行った。これらの内容は、今後論文・図書等で発表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田中 紀子	4. 巻 第52巻3号
2. 論文標題 ICTを活用した授業における学習と生活の関連性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岐阜経済大学論集	6. 最初と最後の頁 53-68頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田中 紀子
2. 発表標題 ドイツのカリキュラム議論における「多様さ」とのつきあい プレンゲル（A. Prenzel）「多様さの教育学」思想を手がかりに
3. 学会等名 日本教育方法学会第54回大会（於：和歌山大学）、自由研究発表
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 田中 紀子・松浦明日香
2. 発表標題 子どもの承認（Anerkennung）を促進するカリキュラムに関する一考察 ベルリンのインクルーシブ重点校における異年齢学級の取り組みを手がかりに
3. 学会等名 中国四国教育学会 第71回大会（於：松山大学）、自由研究発表
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 湯浅恭正・新井英靖・吉田茂孝編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 232頁
3. 書名 『よくわかるインクルーシブ教育』（田中紀子、担当：分担執筆、範囲：第 部 第一章 第一節「カリキュラムと差異」）	

1. 著者名 田中紀子「インクルーシブ授業とカリキュラム構想の理論」	4. 発行年 2018年
2. 出版社 福村出版	5. 総ページ数 408
3. 書名 (湯浅恭正、新井英靖編『インクルーシブ授業の国際比較研究』)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----